

現在のレベル	危機管理レベル	基準	講義・教育活動	臨地実習	教員・研究活動	事務職員	会議	キャンパスへの入構(学生)	課外活動	学生、教職員の移動(出張)等	備考
	0	○感染が認められない。(政府の対策本部が解散した。)	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	
●	1	○新潟県の状況が感染観察都道府県相当と判断される。	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、対面講義・演習の実施(学生の間隔を十分とる。フェイスシールドの着用)	○実習先の指導により実施する。(学内実習含む) ○実習可能な実習先の指導によりPCR検査を行う。 ○濃厚接触者が確認された場合は領域グループ毎に判断する。 ※PCR検査で結果が陰性であっても保健所の指示する日数を自宅待機とする	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、研究活動を継続	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、勤務を継続	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、対面会議の実施	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で感染防止に最大限配慮して登校	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で実施 ※許可された活動のみ	○緊急事態宣言実施地域への不要不急の移動の自粛 ○海外への不要不急の移動の自粛 ※海外、緊急事態宣言実施地域への移動は申請書の提出が必要、県内に戻ってから5日間の自宅待機、それ以外の移動は届出書を提出 ○臨地実習については実習先の指導による	※2020/6/22～
	2	○新潟県が感染拡大注意都道府県相当と判断される。	○基本的に遠隔授業とし、一部「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、対面講義・演習の実施(学生の間隔を十分とる。フェイスシールドの着用) ○講義の発信は基本的に大学で行う	○基本的に学内実習とする。 ○濃厚接触者が確認された場合は領域グループ毎に判断する。 ※PCR検査で結果が陰性であっても保健所の指示する日数を自宅待機とする	○在宅での研究を推奨する ○学内では「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、研究活動を継続 ○講義を行う際は大学で行う	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、勤務を継続 ○必要に応じて在宅勤務またはローテーション勤務を行う	○オンライン会議又は書面審議を推奨 ※必要な対面会議は感染防止対策を講じ実施	○対面授業以外は入構禁止(遠隔授業のためのインターネット環境が無い学生は入構可能) ○授業資料を印刷する場合は入構可能(情報処理室を利用)	○活動停止	○県境をまたぐ不要不急の移動の自粛 ※県境をまたぐ移動は申請書を提出し認められた場合のみ移動可能とし、県内に戻ってからは5日間の自宅待機 ○臨地実習については実習先の指導による	
	3	○新潟県が緊急事態宣言実施地域と指定された。又は教職員、学生に感染者が発生し、保健所から臨時休業の指導があった。	○遠隔授業のみ実施・学生は自宅で受講 ○講義の発信は基本的に大学で行う	○学外での臨地実習の中止、領域により自宅等で可能な範囲で実施	○基本的に在宅での研究とする ○講義を行う際は大学で行う	○基本的に自宅待機とし、業務運営上の最少人数のみ出勤とする	○オンライン会議又は書面審議 ※重要な対面会議は感染防止対策を講じ実施	○入構禁止(遠隔授業のためのインターネット環境が無い学生は入構可能) ○授業資料を印刷する場合は入構可能(玄関ロビーを使用)	○活動停止	○原則禁止 ※海外県外に移動した場合は14日間の自宅待機	

【大学運営会議】